

議案第15号

天理市個人情報保護条例の一部改正について

天理市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年3月1日提出

天理市長 並 河 健

天理市個人情報保護条例の一部を改正する条例

天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第25条の2」に改める。

第2条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに人種、民族、

犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条第3項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。

(7) 争訟、選考、指導、相談その他の事務のために個人情報を収集する場合であって、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるとき。

第6条第4項中「前項第6号」を「前項第8号」に改める。

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第16条第3号中「情報であって、」を「情報であって、当該個人が識別されるもの、当該個人が識別され得るもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。